

飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術支援を希望する方へ

1 目的

この「飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術支援事業」は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の理念の下、人と動物との共生社会の実現を図るために、神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除きます。）に生息する飼い主のいない猫の避妊手術又は去勢手術に係る支援を行い、飼い主のいない猫を減らすことを目的としています。

2 対象猫

神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除きます。）に生息する飼い主がいない猫※で、避妊又は去勢手術が実施可能な猫（概ね6か月齢以上）

※所有者がいない猫のこと。

所有者でない方が単に餌やりを行っているなど、その行為が猫の飼養又は保管にあたらぬ場合は、その猫は対象となります。御不明な点は、保健福祉事務所等まで御相談ください。

3 支援対象者

次の目的等を共有している2名以上の方々が支援対象となります。同居家族や県外など遠方の親族等を含めて2名とすることはできません。

- ・ 飼い主のいない猫を減らすという活動目的を共有していること
- ・ 活動地域における飼い主のいない猫を適正管理※することができること

※適正管理とは、活動地域における飼い主のいない猫の頭数、情報等を継続的に把握し、管理することをいいます。なお、飼い主のい

ない猫に餌やりを行う場合は、活動する土地の所有者又は管理者の了承のもと、餌やり及び糞尿等の清掃のルールを決め、管理する必要があります。

4 支援の申請から決定までの流れ

① 事前相談

- ・ 活動内容が本事業の支援対象となるか、事前に活動地域（猫が生息する地域）を所管する保健福祉事務所等（巻末一覧参照）へお問合せください。
- ・ 支援対象となり得る場合は、②の書類を作成し、活動地域を所管する保健福祉事務所等に申請してください。
- ・ 活動地域が複数の保健福祉事務所等の所管域にまたがる場合は、主たる活動地域を所管する保健福祉事務所等に申請してください。

② 申請書類

記載例を参照し、漏れのないよう記載してください。

- ア 避妊手術又は去勢手術支援申請書（第1号様式）
- イ 活動計画書（第1号様式別紙1）
- ウ 管理している又は管理しようとする猫の一覧（第1号様式別紙2）
- エ 活動地域の見取図、餌やりを行う場所及び糞尿等の清掃を行う場所等の図面、写真等（第1号様式別紙3）
- オ 飼い主のいない猫の避妊手術又は去勢手術支援申請に係る確認書（第1号様式別紙4）
- カ 検査（処置）依頼書（規則第3条関係第1号様式）

キ 手数料減額(免除)申請書(規則第6条関係第2号様式)

③ 申請先(原則、支援希望年度の4月～2月に申請を行う)

活動地域(猫が生息する地域)を所管する保健福祉事務所等(巻末一覧参照)

※申請者の本人確認として、保健福祉事務所等で運転免許証、健康保険証等の公的証明書類の原本を確認しますので持参してください。

④ 支援可否の審査・決定

- ・ 申請書類は、動物愛護センターで内容を確認、審査し、手術支援の可否を決定します。
- ・ 審査にあたり、活動の具体的な内容について動物愛護センターから電話で問合せをする場合があります。また、手術希望時期、猫の搬入場所及び返還場所等について、確認を行います。
- ・ 手術支援の可否の結果は、動物愛護センターから連絡します。その際、猫の手術日、搬入日及び返還日等その他必要な事項をお知らせします。
- ・ 1日あたりの手術頭数は5頭までですので、申請頭数が6頭以上の場合は、手術日を2日以上指定することがあります。事前に御相談ください。

⑤ 支援決定後の変更について

- ・ 申請いただいた内容のうち、次の事項に変更が生じた場合は、変更届等を提出してください。

ア 活動を行う者の氏名、住所、電話番号及び役割分担

イ 餌やりを行う場所、担当者及び時間

ウ 糞尿等の清掃を行う場所、担当者及び時間

エ 管理している又は管理しようとする猫

- ・ 提出する変更届等は次のとおりです。

ア 避妊手術又は去勢手術支援申請事項変

更届(第3号様式)

イ アに関する添付書類(第1号様式別紙1または第1号様式別紙2)

- ・ 変更届等の提出先
活動地域(猫が生息する地域)を所管する保健福祉事務所等(巻末一覧参照)
- ・ 変更届等の書類は、動物愛護センターで内容確認し、その後の対応について届出者にお知らせします。

5 支援決定後から手術・返還までの流れ

① 近隣住民等への周知

- ・ 対象猫を捕獲する前に、「飼い主がいない猫を捕獲し、避妊手術又は去勢手術を実施すること」について、チラシ等を用いて近隣住民、自治会等へ周知してください。周知範囲は、猫の行動範囲を勘案して、近隣は個別のポスティング、周辺は自治会への回覧依頼等、状況に応じて実施してください。
- ・ チラシの内容は、活動目的、捕獲日時、近隣住民が注意すべき事項(飼い猫は外に出さない、名札や首輪をつける等)等を記載してください。具体的には、神奈川県飼い主のいない猫対策ガイドライン(平成30年1月)別冊「地域猫活動実践マニュアル」等を参照してください。

② 捕獲

- ・ 申請者御自身が、捕獲檻等を用いて、動物虐待に当たらない方法で捕獲してください。
- ・ 捕獲檻は、数に限りがありますが、保健福祉事務所等で貸出しをしています。設置等は御自身で行ってください。
- ・ 捕獲ができず、指定された搬入日時に搬入できない場合は、その旨を速やかに動物愛護センター又は保健福祉事務所等に電話で御連絡ください。その場合、新たな日程を調整しますが、他の手術予約状況により、支援ができない場合がありますので御了承くだ

さい（支援決定の有効期限は年度内です）。

③ 猫の搬入の際の注意事項

- ・ 猫の逸走防止のため、搬送容器は捕獲檻又は蓋つきキャリーケースのみとします。
- ・ 搬送容器は、逸走防止のため、蓋をガムテープ等で固定してください。
- ・ 捕獲檻を使用する場合は、糞尿等による汚染防止のため、檻の下部（外側）にペットシート等を敷き、テープ等で固定してください。
- ・ 猫にノミやダニ等の外部寄生虫が寄生している場合は、搬送容器の周囲を大きな布で包む等十分に周囲の汚染防止措置をしてください。
- ・ 捕獲された猫の識別のため、搬送容器には申請書類に記載した猫の管理番号を記載し、容易に確認できる場所に貼付してください。
- ・ 搬送容器内には、水入れ以外の不要なものを入れないでください。
- ・ 搬送容器の重さが分かる場合は、重さを記載し、搬送容器に貼付してください。

④ 猫の持込場所

ア 動物愛護センターに搬入する場合

- ・ 申請者御自身が、搬入指定日（手術日の前日）の**15時まで**に動物愛護センターへ搬入してください。1回に搬入できる頭数は**原則5頭まで**です。
- ・ 動物愛護センターでは、猫にマイクロチップが挿入されていないか、申請書類に記載された猫と同一かどうかなどの個体確認を行います。その際、必要に応じて申請者に問合せをする場合があります。

イ 保健福祉事務所等に搬入する場合

- ・ 申請者御自身が、搬入指定日（手術日の前日）の**11時まで**に保健福祉事務所等へ搬入してください。1回に搬入できる頭数は**最大5頭まで**です。
- ・ 保健福祉事務所等の一時預かり場所には、

冷暖房設備がありませんので、預かり時間が可能な限り短時間となるよう、御協力をお願いします。

- ・ 保健福祉事務所等に搬入された猫は、動物愛護センター巡回車で動物愛護センターへ搬送します。搬送後は、動物愛護センターで猫の個体確認等を行います。その際、必要に応じて申請者に問合せをする場合があります。

⑤ 手術

- ・ 動物愛護センターでは、猫の健康状態等の確認を行い、避妊手術又は去勢手術を実施し、併せて耳の先端にV字カット（識別処置）を施します。
- ・ 猫の健康状態等により、手術が実施できないと判断した場合は、手術を実施せずにお返しします。
- ・ 開腹後、手術実施済みの猫であることが判明した場合は、識別処置のみを施します。

⑥ 返還

- ・ 猫の返還日は、原則として手術日の翌日です。手術後に返還日時及び返還場所等の確認のため、改めて連絡します。
- ・ 手術後の猫の状態等により、返還日が変更になる場合があります。
- ・ 返還場所は、動物愛護センター又は保健福祉事務所等のいずれかになります。

ア 動物愛護センターに引取りに来る場合

- ・ 指定した返還日時（原則、手術日の翌日）に引取りに来てください。搬送時に持込んだ容器に猫を入れて、お返しします。
- ・ 併せて、避妊手術又は去勢手術実施結果報告書（第2号様式）を交付します。
- ・ 万が一、指定した日時に引取りに来ることができない場合は、速やかに動物愛護センターへ連絡してください。
- ・ 引取り後は、猫を活動地域（捕獲した場所）に戻してください。

イ 保健福祉事務所等に引取りに来る場合

- ・ 指定した返還日時（原則、手術日の翌日）の午後（概ね 13 時～14 時の間、手術後に改めてお知らせします）に引取りに来てください。搬送時に持込んだ容器に猫を入れて、お返しします。
- ・ 併せて、避妊手術又は去勢手術実施結果報告書（第 2 号様式）を交付します。
- ・ 保健福祉事務所等の一時預かり場所には、冷暖房設備がありませんので、預かり時間が可能な限り短時間となるよう、引取り時間を厳守してください。
- ・ 万が一、指定した日時に引取りに来ることができない場合は、速やかに動物愛護センター又は保健福祉事務所等へ連絡してください。
- ・ 引取り後は、猫を活動地域（捕獲した場所）に戻してください。

6 費用等役割分担について

申請者御自身が、申請書類の作成・申請、近隣住民等への周知、猫の捕獲、動物愛護センター又は保健福祉事務所等への搬入、引取り及び猫を活動地域へ戻すこと等を行ってください。

県は、保健福祉事務所等に搬入された猫及び返還する猫について、保健福祉事務所等と動物愛護センター間の搬送及び手術を実施します。なお、搬送及び手術に係る費用請求はありません。

7 その他

- ・ 捕獲した猫に万が一飼主がいた場合のトラブル等について、県は一切関知しません。申請者御自身が一切の責任を持って、誠実に対応してください。
- ・ 猫の搬送、避妊手術又は去勢手術の実施には様々な危険性等が伴い、手術中又は術前術後

には不測の事態及び死亡事故等が発生する可能性があります。

- ・ 猫の一時預かり、搬送、手術中及び術前術後の死亡並びに逸走等不測の事態が発生した場合であっても、保健福祉事務所等、動物愛護センター及び手術者は、その責任を一切負いません。
- ・ 動物愛護センターは、避妊手術又は去勢手術に付随する医療行為以外の医療処置は行いません。
- ・ 支援決定の有効期限は年度内です。対象猫が捕獲できず、次年度以降の支援を希望する場合は、再申請の手続きが必要です。
- ・ 支援が決定したものの、捕獲等ができなかった等の理由により、避妊手術又は去勢手術支援の申請を取り下げる場合は、手術日の前日午前 11 時までに電話等により動物愛護センター又は保健福祉事務所等へ連絡してください。
- ・ その他御不明な点は、保健福祉事務所等まで御相談ください。

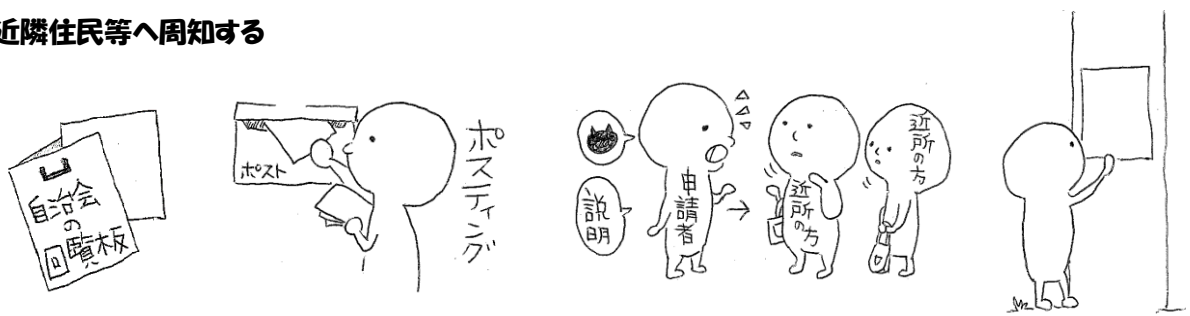
【問合せ先】（ ）内は所管区域

- 平塚保健福祉事務所環境衛生課
平塚市豊原町 6-21 0463(32)0130
(平塚市、大磯町、二宮町)
- 平塚保健福祉事務所秦野センター環境衛生課
秦野市曾屋 2-9-9 0463(82)1428
(秦野市、伊勢原市)
- 鎌倉保健福祉事務所環境衛生課
鎌倉市由比ガ浜 2-16-13 0467(24)3900
(鎌倉市、逗子市、葉山町)
- 鎌倉保健福祉事務所三崎センター生活衛生課
三浦市三崎町六合 32 046(882)6811
(三浦市)
- 小田原保健福祉事務所環境衛生課
小田原市荻窪 350-1 0465(32)8000
(小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町)

- 小田原保健福祉事務所足柄上センター生活衛生課
開成町吉田島 2489-2 0465(83)5111
(南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)
- 厚木保健福祉事務所環境衛生課
厚木市水引 2-3-1 046(224)1111
(厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村)
- 厚木保健福祉事務所大和センター環境衛生課
大和市中央 1-5-26 046(261)2948
(大和市、綾瀬市)
- 藤沢市福祉健康部保健所生活衛生課
藤沢市鵜沼 2131-1 0466(50)3594
(藤沢市)
- 茅ヶ崎市保健所衛生課
茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7 0467(38)3317
(茅ヶ崎市)
- 寒川町環境経済部環境課
高座郡寒川町宮山 165 0467(74)1111
(寒川町)
- 動物愛護センター
平塚市土屋 401 0463(58)3411

～支援決定後から手術・返還までの流れ（支援対象者が実施していただくことのイメージ図）～

① 近隣住民等へ周知する

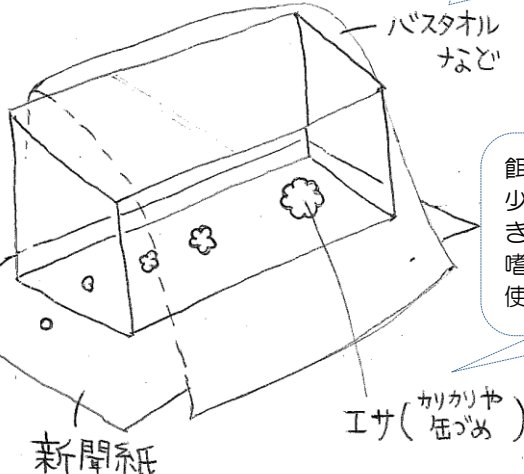


チラシ等を用いて、近隣住民、自治会等に「飼い主のいない猫を捕獲し、不妊手術を実施することや注意事項を周知してください

② 猫を捕獲する

檻の設置後、上から大きなタオルを掛け、目隠しをしておくことにより捕獲後の猫も安心し、他の未捕獲の猫への警戒心を抑えることができます

捕獲檻の設置目的や期間を明示します（ご近所トラブルの防止）



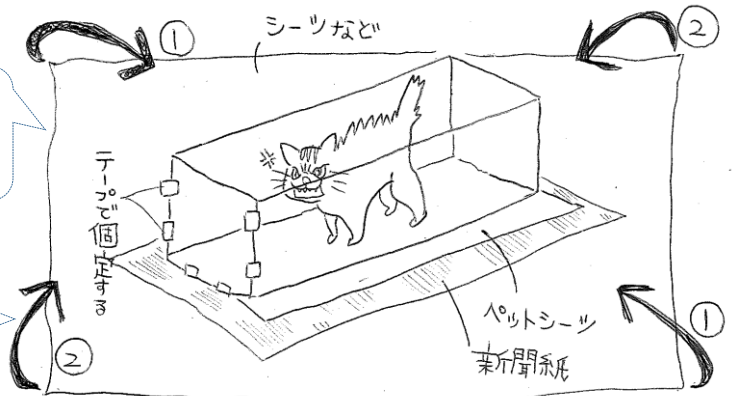
餌は手前から奥にかけて少しずつ量を増やして置きます。匂いの強い餌や嗜好性の強い缶詰などを使います

捕獲檻の下に新聞紙を敷くことで、餌が食べやすくなります

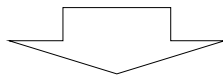
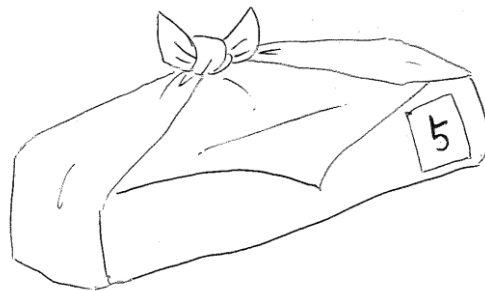
③ 搬入の際の注意事項

檻の設置の際に使用した新聞紙は、餌で汚れているため、ペットシート・新しい新聞紙・シートなどをセットしたものの上に猫が入った檻を置きます

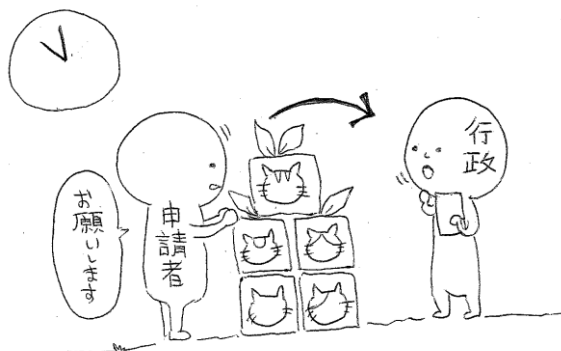
縦長の方向（①→②）でシートなどを持ち上げ、捕獲檻が隠れるように包みます



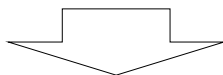
管理番号や捕獲檻の重さを容易に確認できる場所に
明示します



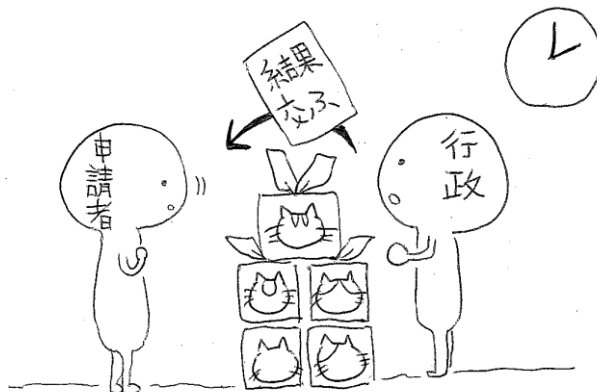
④ 猫を持ち込む



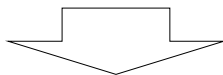
あらかじめ指定された時間及び搬入場所（保健福祉事務所等又は動物愛護センター）へ持ち込みます



⑤ 猫の返還を受ける



あらかじめ指定された時間及び返還場所（同上）に引き取りに来ていただきます



⑥ 猫を捕獲した場所に戻す

猫の引取り後、捕獲した元の
場所に猫を戻してください

